

大垣市医師会看護専門学校 (シラバス)

■分野：専門基礎分野 ■授業科目： 関係法規 ■講師(非勤)：日高博幸
■単位数：1 ■時間数：15 ■時期：3年次前期

■第1回：平成30年4月11日(水) 4時限目

I. 法の基礎知識 (レジュメ)

1. 法とは
 - (1) 規範
 - (2) 法規
2. 法の種類
 - (1) 憲法
 - (2) 法律
 - (3) 命令・・・①政令、②府令、③省令
 - (4) その他の法令・・・①条約、②条例、③規則、④告示、⑤通達
3. 成文法と不文法
4. 公法と私法
5. 実体法と手続法
6. 法の効力の優劣
7. 法と形式
8. 生活と法
 - (1) 家庭生活と法
 - (2) 犯罪と刑罰
 - (3) 職場と法
 - (4) 消費者と法
 - (5) 被害の救済と法
 - (6) 情報と法
 - (7) 教育と法
 - (8) 医療と法
 - (9) 政治参加と法

■第2回：平成30年4月18日(水) 4時限目

II. 労働に関連する法令 (レジュメ)

1. 労働基準法
 - ・第1章 総則
 - 第1条 (労働条件の原則)
 - ・第2章 労働契約
 - 第13条 (この法律違反の契約)
 - 第15条 (労働条件の明示)
 - 第19条 (解雇制限)
 - 第20条 (解雇の予告)

- ・ 第 3 章 賃金
 - 第 2 4 条 (賃金の支払)
 - 第 2 6 条 (休業手当)
 - 第 2 8 条 (最低賃金)
- ・ 第 4 章 労働時間、休憩、休日及び年次有給休暇
 - 第 3 2 条 (労働時間)
 - 第 3 2 条の 4 (1 年単位の変形労働時間制)
 - 第 3 4 条 (休憩)
 - 第 3 5 条 (休日)
 - 第 3 7 条 (時間外、休日及び深夜の割増賃金)
- ・ 第 5 章 安全及び衛生⇒労働安全衛生法
- ・ 第 6 章 年少者
 - 第 6 0 条 (労働時間及び休日)、第 6 1 条 (深夜業)
- ・ 第 6 章の 2 妊産婦等
 - 第 6 4 条の 3 (危険有害業務の就業制限)
 - 第 6 5 条 (産前産後)
 - 第 6 6 条 (妊産婦の労働時間)
 - 第 6 7 条 (育児時間)
- ・ 労働契約法
 - 第 2 章 (労働契約の成立及び変更)
 - 第 3 章 (労働契約の継続及び終了)
 - 第 4 章 (期間の定めのある労働契約)
- 2. 労働安全衛生法
 - ・ 第 1 条 (目的)
 - ・ 第 3 条 (事業者等の責務)
 - ・ 第 1 1 条 (安全管理者)
 - ・ 第 1 2 条 (衛生管理者)
 - ・ 第 1 2 条の 2 (安全衛生推進者等)
 - ・ 第 1 3 条 (産業医等)
 - ・ 第 5 9 条 (安全衛生教育)
 - ・ 第 6 6 条 (健康診断)
 - ・ 第 6 6 条の 1 0 (心理的な負担の程度を把握するための検査等)
 - ・ 第 6 7 条 (健康管理手帳)
 - ・ 第 6 8 条 (病者の就業禁止)
 - ・ 第 6 8 条の 2 (受動喫煙の防止)
 - ・ 第 7 1 条の 2 (事業者の講ずる措置)
- 3. 男女雇用機会均等法
 - ・ 第 1 条 (目的)
 - ・ 第 5 条 (募集及び採用)
 - ・ 第 6 条第 1 項 (配置、昇進、降格及び教育訓練)、第 2 項 (福利厚生)
 - 第 3 項 (職種及び雇用形態の変更)、
 - 第 4 項 (退職勧奨、定年及び解雇並びに労働契約の更新)
 - ・ 第 7 条 (性別以外の事由を要件とする措置の禁止)
 - ・ 第 8 条 (ポジティブ・アクションに関する特例)

- ・第9条（婚姻、妊娠、出産等を理由とする不利益取的取扱いの禁止）
 - ・第11条（セクシュアルハラスメントに関する雇用管理上の配慮義務）
 - ・第11条の2（マタニティハラスメントに関する雇用管理上の配慮義務）
 - ・第12条、第13条（妊娠中及び出産後の母性健康管理に関する措置義務）
4. 育児・介護休業法
- ・第1条（目的）
 - ・育児休業制度（第5条～第9条）
 - ・介護休業制度（第11条～第15条）
 - ・子の看護休暇制度（第16条の2、第16条の3）
 - ・不利益取扱いの禁止（第10条、第16条、第16条の4）
 - ・時間外労働、深夜労働の制限（第17条～第20条）
 - ・勤務時間の短縮等の措置（第23条、第24条）
 - ・育児・介護休業等のハラスメントに対する雇用管理上の措置（第25条）
5. 個人情報保護法
- ・個人情報の定義（第2条）
 - ・情報の収集（第15条～第18条）
 - ・情報の管理・監督（第20条、第21条）
 - ・第三者提供の制限（第23条）
 - ・開示（第25条）

■第3回：平成30年4月25日（水）4時限目

Ⅲ. 患者の権利を守る法（レジュメ）

1. 医療ミス（過誤）と法
 - (1) 民事上の責任
 - (2) 刑事上の責任
 - (3) 行政上の責任
2. 医療訴訟について・・・看護師が起こした主な医療事故
 - (1) 移送、移動、体位変換
 - (2) 注射、点滴などの与薬
 - ①薬剤の取り違い（業務上過失致死罪）事件（東京地裁、平成12年12月27日判決）
 - ②静脈注射薬品過誤（業務上過失致死罪）事件（最高裁三小、昭和28年12月22日判決）
 - (3) 処置（主にガーゼ遺残）
 - (4) 医療機器の取り扱いミス
 - (5) チューブ・カテーテル
 - (6) 患者ケア
 - ③高圧酸素療法の責任（損害賠償請求）事件（千葉地裁、平成3年6月26日判決）
3. 生命倫理と法
 - (1) 生命倫理とは
 - (2) 生命倫理の4原則
 - (3) 生命誕生の周辺における法と生命倫理
 - ①人工授精・体外受精の法律問題
 - ②遺伝子技術の応用と人権
 - ③刑法堕胎罪規定と母体保護法、妊娠中絶自由化は、是か非か

- ④ 出生前診断と障害児の「生まれる権利」、男女産み分け
- (4) 生活の場における医療と法と生命倫理
 - ① 人体実験・新薬の開発と臨床実験
 - ② 性転換手術はタブーか？性転換と戸籍性別の変更可能性
 - ③ 血液製剤とエイズ禍、エイズの予防と患者の人権
 - ④ 患者の権利、インフォームド・コンセント
- (5) 生命終息の周辺における法と生命倫理
 - ① 脳死は人の死か？脳死移植と新臓器移植法
 - ② 自殺は罪悪か？
 - ③ 安楽死と尊厳死とその限界